

京都府公報

号外 第42号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ		
○京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例 (文化政策課)	3	○京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例 (環境管理課)	5
○京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例等の一部を改正する条例 (公営企画課、港湾課)	〃	○京都府府営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅課)	8
		○京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例 (教育庁社会教育課)	〃

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例 (京都府条例第42号) (文化政策課)

1 改正の理由

京都府立ゼミナールハウスの整備工事の完了に伴い、その宿泊施設の利用料金について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

宿泊施設の利用料金について、その区分及び上限の額を改めることとした。(別表関係)

3 施行期日

平成26年4月1日

◇京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例等の一部を改正する条例(京都府条例第43号)(公営企画課、港湾課)

1 改正の理由

消費税法(昭和63年法律第108号)等の一部改正に伴い、京都府長田野工業用水道及び京都府営水道の供給料金並びに京都府港湾施設の施設使用料(以下「供給料金等」という。)を改定するものである。

2 改正の内容

消費税及び地方消費税が課される次の条例に基づく供給料金等について、消費税法及び地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、供給料金等の額を改定することとし、その改定後の額については、消費税及び地方消費税を含まない額とこれらの税額に相当する額の算定式をそれぞれ明示して定めることにより、その算定方法を明確化することとした。(第1条～第3条関係)

(1) 京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例(昭和47年京都府条例第35号)

(2) 京都府営水道の供給料金等に関する条例(昭和62年京都府条例第9号)

(3) 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例(平成21年京都府条例第53号)

3 施行期日

平成26年4月1日

◇京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例(京都府条例第44号)(環境管理課)

1 改正の理由

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。）に基づく環境影響評価について、事業を実施しようとする者が、計画の立案の段階において環境の保全及び創造のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）を検討の上、事業が実施されるべき区域等を決定するための手続（以下「配慮書手続」という。）を新設するため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 技術指針の改正

配慮書手続に係る環境影響評価等についての技術的事項については、技術指針で定めることとした。（第7条関係）

(2) 配慮書手続の新設

ア 第一種事業を実施しようとする者及び法第3条の10第1項に規定する第二種事業を実施しようとする者（法に基づく配慮書手続を行う者を除く。以下「第一種事業等を実施しようとする者」という。）は、第一種事業等に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域ごとに、当該事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域における当該事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行わなければならないこととした。（第7条の2関係）

イ 第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びその要約書（以下「配慮書等」という。）を作成し、知事及び関係する市町村長に提出しなければならないこととした。（第7条の3関係）

ウ 配慮書等について、これを縦覧に供するための手続及びその内容を周知させるために第一種事業等を実施しようとする者が行うべき公表等の措置を定めるとともに、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者が意見書を提出するための手続を定めることとした。（第7条の4、第7条の5関係）

エ 知事は、配慮書の内容について、関係する市町村長の意見を考慮し、ウの意見に配慮し、京都府環境影響評価専門委員会の意見を聴いた上で、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成することとした。また、これを第一種事業等を実施しようとする者に送付するとともに、関係する市町村長にその写しを送付することとした。（第7条の6関係）

オ 第一種事業等を実施しようとする者は、エの知事の意見を考慮するとともに、ウの意見に配慮して、配慮書の内容に検討を加え、事業が実施されるべき区域その他アの規則で定める事項を決定することとした。（第7条の7関係）

カ 第二種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができることとする等、所要の規定を整備することとした。（第7条の8、第7条の9関係）

(3) 方法書手続の改正

事業者は、配慮書手続を実施しているときは、方法書に計画段階配慮事項の検討の内容その他の事項を記載することとした。（第9条関係）

(4) 計画段階配慮事項の検討等の手続の特例等

1又は2以上の配慮書手続を行うべき者が相互に関連する複数の第一種事業等について、計画段階配慮事項の検討その他の手続を併せて行うことができる特例を設ける等、所要の規定を整備することとした。（第34条～第36条、第38条、第39条、第41条、第45条、第46条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年7月1日。ただし、2の(1)及び3の(2)の一部については、平成25年12月27日。

(2) 経過措置

ア 配慮書手続について、所要の経過措置を設けることとした。

イ アに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定めることとした。

◇京都府府営住宅条例の一部を改正する条例（京都府条例第45号）（住宅課）

1 改正の理由

府営住宅の設置のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

宇治市に横島大川原団地を設置することとした。（別表第1関係）

- 3 施行期日
公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日

◇京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例（京都府条例第46号）（教育庁社会教育課）

- 1 改正の理由
京都府立るり溪少年自然の家にクラフト室を新設することに伴い、所要の改正を行うものである。
- 2 改正の内容
クラフト室の利用料金の上限の額を1日につき2,000円とすることとした。（別表関係）
- 3 施行期日
平成26年4月1日

条 例

京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成25年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第42号

京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する
条例

京都府立ゼミナールハウス条例（昭和51年京都府条例
第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表の部分を次のように改める。

区 分	大学の学生	一般の者
2人以上で1室を利用する場 合1人につき1泊	1,800円	2,700円
1人で1室を利用する場合1 人につき1泊	2,500円	3,700円

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に使用の承認を受けた者が納付す
べき利用料金の上限の額については、この条例による
改正後の京都府立ゼミナールハウス条例別表の規定に
かわらず、なお従前の例による。

京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例等
の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日
京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第43号

京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条
例等の一部を改正する条例

（京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の
一部改正）

第1条 京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する
条例（昭和47年京都府条例第35号）の一部を次のよう
に改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分を次のように改め
る。

供給料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲
げる区分に応じ、当該各号に定める額の合計額に、
当該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第
29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当
該額に京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）
第42条の23に規定する地方消費税の税率を乗じて得
た額の合計額を加えた額（その額に1円未満の端数
があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第7条第1項第1号中「対し」を削り、同項第2号
中「当該」を「その」に改め、「対し」を削り、同項
第3号中「その」を「、その」に、「均等使用した」
を「均等に使用した」に改め、「対し」を削る。

（京都府営水道の供給料金等に関する条例の一部改正）
第2条 京都府営水道の供給料金等に関する条例（昭和
62年京都府条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」を「、月額」に改め、「応じ、」の
右に「同表に定める」を、「合計額」の右に「に、当
該合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条
に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に
京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第42条
の23に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合
計額を加えた額（その額に1円未満の端数があるとき
は、これを切り捨てた額）」を加える。

別表宇治市城陽市八幡市久御山町の項中「43円」を
「41円」に、「19円」を「18円」に、「147円」を「140円」
に改め、同表京田辺市木津川市精華町の項中「75円」
を「71円」に、「36円」を「34円」に、「218円」を「208円」
に改め、同表向日市長岡京市大山崎町の項中「77円」
を「73円」に、「36円」を「34円」に、「255円」を「243
円」に改める。

(京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例の一部改正)

第3条 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例(平成21年京都府条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表岸壁及び栈橋の項中「4.30円」を「4.09円」に、「2.90円」を「2.76円」に改め、同表物揚場の項中「1.40円」を「1.33円」に、「0.80円」を「0.76円」に、「2.80円」を「2.66円」に、「1.50円」を「1.42円」に、「71円」を「67.61円」に、「38円」を「36.19円」に改め、同表係船浮標及び係船くいの項中「1.10円」を「1.04円」に、「0.60円」を「0.57円」に改め、同表小型船舶用係留施設の項中「3,300円」を「3,140円」に改め、同表車両乗降用固定橋の項中「1,700,000円」を「1,619,000円」に改め、同表上屋の項中「19円」を「18.09円」に、「610円」を「580円」に、「17円」を「16.19円」に、「500円」を「470円」に、「11円」を「10.47円」に、「360円」を「340円」に、「350円」を「330円」に、「18円」を「17.14円」に、「550円」を「520円」に改め、同表旅客上屋の項中「1,400円」を「1,330円」に改め、同表管理棟の項中「2,160円」を「2,050円」に改め、同表起重機の項中「1,870円」を「1,780円」に、「239,000円」を「227,000円」に、「13,800円」を「13,100円」に、「1,520,000円」を「1,447,000円」に、「8,070円」を「7,680円」に、「1,010,000円」を「961,000円」に、「35,000円」を「33,300円」に改め、同表車両乗降用可動橋の項中「156,000円」を「148,000円」に改め、同表荷さばき地の項中「3.90円」を「3.71円」に、「3.20円」を「3.04円」に改め、同表旅客乗降用施設の項中「133,000円」を「126,000円」に改め、同表野積場及び港湾施設用地の項中「2.20円」を「2.09円」に、「66円」を「62.85円」に、「1.10円」を「1.04円」に、「0.60円」を「0.57円」に、「27円」を「25.71円」に、「16円」を「15.23円」に改め、同表水面貯木場の項中「13円」を「12.38円」に改め、同表船舶給水施設の項中「51円」を「48.57円」に改め、同表駐車場の項中「140円」を「130円」に、「310円」を「290円」に、「500円」を「470円」に改め、同表の備考を次のように改める。

- 備考 1 使用料の額は、この表に定めるところにより算定した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)第42条の23に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、その額が100円を超えないときは、100円とする。)とする。
- 2 専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶のため港湾施設(岸壁及び栈橋、物揚場、係船浮標及び係船くい並びに船舶給

水施設に限る。)を使用した場合における1の規定の適用については、1の規定中「額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該額に京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号)第42条の23に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額を加えた額」とあるのは、「額」とする。

- 3 船舶を係留する日以外に岸壁に積卸しのため貨物等を蔵置した場合は、荷さばき地に当該貨物等を蔵置したものとみなして、使用料の額を算定し、この表岸壁及び栈橋の項の規定は、適用しない。
- 4 上屋の甲種、乙種、丙種及び丁種の別は、知事が定める。
- 5 1から4までに掲げるもののほか、使用料の額の算定に必要な事項は、規則で定める。

別表第1の2の表中「7,070円」を「6,730円」に改め、同表に備考として次のように加える。

- 備考 1 1の表の備考の1の規定は、使用料の額の算定について準用する。
- 2 1に掲げるもののほか、使用料の額の算定に必要な事項は、規則で定める。

別表第2行商、募金、案内その他これらに類するものの項中「190円」を「180円」に改め、同表業として写真の撮影を行うものの項中「1,900円」を「1,800円」に改め、同表映画の撮影の項中「15,000円」を「14,200円」に改め、同表集会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものの開催の項中「12円」を「11.42円」に改め、同表に備考として次のように加える。

- 備考 1 別表第1の1の表の備考の1の規定は、使用料の額の算定について準用する。
- 2 1に掲げるもののほか、使用料の額の算定に必要な事項は、規則で定める。

別表第3通路の項中「500円」を「476円」に、「350円」を「333円」に改め、同表広告物の項中「4,250円」を「4,047円」に、「2,125円」を「2,023円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管の項中「64円」を「60円」に、「50円」を「47円」に、「130円」を「123円」に、「100円」を「95円」に、「320円」を「304円」に、「250円」を「238円」に、「640円」を「609円」に、「500円」を「476円」に改め、同表電柱の項中「870円」を「828円」に、「680円」を「647円」に改め、同表線類の項中「64円」を「60円」に、「50円」を「47円」に改め、同表鉄塔の項中「640円」を「609円」に、「500円」を「476円」に改め、同表売店の項中「180円」を「171円」に改め、同表の備考の1を次のように改める。

- 1 別表第1の1の表の備考の1の規定は、占用料(2の占用に係る占用料を含む。)の額の算定について準用する。
- 別表第3の備考に次のように加える。
- 3 1及び2に掲げるもののほか、占用料の

額の算定に必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府長田野工業用水道の供給料金等に関する条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前から継続して供給している京都府長田野工業用水道の利用で、同日から平成26年4月30日までの間に供給料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る供給料金については、なお従前の例による。



京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第44号

京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 第二種事業に係る判定等(第8条)」を「第1節 配慮書に係る手続(第7条の2—第7条の第2節 第二種事業に係る判定等(第8条)9)」に、「第2節」を「第3節」に、「第3節」を「第4節」に、「第4節」を「第5節」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に、「第7節」を「第8節」に改める。

第7条第2項中第5号を第6号とし、同項第4号中「第9条」を「第7条の3の配慮書、第9条」に改め、同項中同号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「及び」の右に「当該項目に係る」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 事業に係る計画の立案の段階における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項の選定及び当該事項に係る調査等の手法

第30条第1項中「行おう」を「実施しよう」に、「した後」を「してから」に改め、同条第2項中「提出した後」を「提出してから」に、「された後」を「されてから」に改め、同条第3項中「された後」を「されてから」に改め、同条第4項中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6項中「の第25条第1項」を「の同条第1項」に改める。

第32条第1項中「の日」を「がされて」に改め、同条第3項中「条例の規定による」を「条例の規定に基づく」

に、「引継ぎ前」を「当該引継ぎ前」に改める。

第3章中第7節を第8節とし、第6節を第7節とし、第5節を第6節とする。

第16条第1項第1号中「第4号」を「第9号」に改め、同条第2項中「よる許可」を「基づく許可」に改める。

第19条第3項中「周知する」を「周知させる」に改め、同条第4項中「周知した」を「周知させた」に、「周知する」を「周知させる」に改める。

第3章中第4節を第5節とする。

第14条第1項中「第9条第5号」を「第9条第10号」に改める。

第3章中第3節を第4節とする。

第9条中「事項を」を「事項(配慮書を作成していない場合においては、第6号から第9号までに掲げる事項を除く。)を」に、「第4号の地域(以下「調査地域」という)を「当該方法書に係る調査地域(環境影響評価を実施しようとする地域として規則で定める地域をいう。以下同じ)」に改め、同条第4号を次のように改める。

- (4) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)

第9条中第6号を第11号とし、第5号を第10号とし、第4号の次に次の5号を加える。

- (5) 調査地域及びその地域の概況
- (6) 第7条の3第5号に掲げる事項
- (7) 第7条の5第1項の意見書に記載された意見の概要
- (8) 第7条の6第1項の意見書に記載された知事の意見
- (9) 前2号の意見についての事業者の見解

第10条の2第3項中「周知する」を「周知させる」に改め、同条第4項中「周知した」を「周知させた」に、「周知する」を「周知させる」に改める。

第3章中第2節を第3節とする。

第8条第1項中「(委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。以下同じ。)」及び「書面により」を削り、同項第1号中「(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)」を削り、同条第2項並びに第3項第1号及び第2号中「)の規定による」を「)の規定に基づく」に改め、同条第6項中「よる」を「基づく」に改め、「書面により」を削る。

第3章中第1節を第2節とし、同節の前に次の1節を加える。

第1節 配慮書に係る手続

(計画段階配慮事項についての検討)

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者(法第2章第1節の規定による手続を行う者を除く。以下「第一種事業等を実施しようとする者」という。)は、第一種事業等(第一種事業又は法第2条第3項に規定する第二種事業をいう。以下同じ。)に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針に基づき、1又は2以上の当該事業の実施が想定

される区域（以下「事業実施想定区域」という。）ごとに、当該事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域として規則で定める地域（以下「計画段階関係地域」という。）における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者）
 - (2) 法第3条の10第1項に規定する第二種事業を実施しようとする者
- （配慮書の作成等）

第7条の3 第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（以下「配慮書要約書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該配慮書に係る計画段階関係地域を所管する市町村長（以下「計画段階関係地域市町村長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）
 - (2) 第一種事業等の名称
 - (3) 第一種事業等の目的及び内容
 - (4) 事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域及びその地域の概況
 - (5) 計画段階配慮事項ごとに調査等の結果を取りまとめたもの
 - (6) その他規則で定める事項
- （配慮書の公告及び縦覧等）

第7条の4 知事は、前条の規定による配慮書及び配慮書要約書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、配慮書の提出を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、配慮書及び配慮書要約書の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

- 2 第一種事業等を実施しようとする者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、配慮書及び配慮書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一種事業等を実施しようとする者は、第1項に規定する縦覧期間内に、計画段階関係地域内において、配慮書の内容を周知させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。（配慮書についての意見書の提出等）

第7条の5 前条第1項の規定による公告があったときは、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該意見の内容を記載した意見書を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項に規定する提出期限後速やかに、当該意見書の写しを第一種事業等を実施しようとする者及び計画段階関係地域市町村長に送付するものとする。

（配慮書についての知事の意見書の作成等）

第7条の6 知事は、配慮書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成するものとする。

2 知事は、前項の意見書を作成しようとするときは、計画段階関係地域市町村長に対し、規則で定める期間以上の期間を指定して、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を求め、その意見を考慮するとともに、前条第1項の意見書の内容に配慮するものとする。

3 知事は、第1項の意見書を作成したときは、速やかに、これを第一種事業等を実施しようとする者に送付するとともに、その写しを計画段階関係地域市町村長に送付するものとする。

（事業が実施されるべき区域等の決定）

第7条の7 第一種事業等を実施しようとする者は、前条第3項の規定により意見書が送付されたときは、当該意見書に記載された知事の意見を考慮するとともに、第7条の5第1項の意見書に記載された意見に配慮して、配慮書の内容について検討を加え、第7条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定しなければならない。

（事業計画の廃止等に係る届出等）

第7条の8 第一種事業等を実施しようとする者は、第7条の4第1項の規定による公告がされてから第10条第1項の規定による公告がされるまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事及び計画段階関係地域市町村長に届け出なければならない。

- (1) 第一種事業等を実施しないこととしたとき。
- (2) 第7条の3第3号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第一種事業等又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (3) 第一種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、同項の規定による届出までに引継ぎ前の第一種事業等を実施しようとする者が実施したこの条例の規定に基づく計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業等を実施しようとする者となった者が実施したもののみなし、当該引継ぎ前の第一種事業等を実施しようとする者について行われたこの条例の規定に基づく計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業等を実施しようとする者となった者について行われた

ものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第7条の9 第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第7条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域ごとに、当該事業に係る計画段階関係地域における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業に係る計画段階関係地域における環境の保全及び創造のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業等を実施しようとする者とみなし、第7条の2から前条までの規定を適用する。

第34条第2項を削り、同条第1項中「複数」を「2以上」に、「この条例」を「第8条から前条まで」に、「判定を含む。次項、次条及び第36条において同じ」を「以下「環境影響評価等手続」という」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1又は2以上の配慮書手続対象事業者(前章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続(以下「配慮書手続」という。))を行い、又は行おうとする者をいう。以下同じ。)は、相互に関連する2以上の第一種事業等又は第二種事業について、これらの事業に係る配慮書手続を併せて行うことができる。

第34条に次の1項を加える。

3 2以上の者が配慮書手続又は環境影響評価等手続を行う場合において、これらの者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者は、これらの手続を代表して行うことができる。

第35条第1項の表第29条第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条、第42条第1項並びに第46条の項中「、第41条、」を「並びに」に改め、「並びに第46条」を削り、同表第41条の項を次のように改める。

第41条	知事は	知事は、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事の着手後において
	配慮書手続又は環境影響評価等手続を行い、又は行おうとする者(以下「配慮書手続等対象事業者」という。)	法対象事業者等

第35条第1項の表第45条の項を次のように改める。

第45条及び第46条	配慮書手続等対象事業者	法対象事業者等(法第2条第5項に規定する事業者を含む。)
------------	-------------	------------------------------

第35条第1項の表第45条第2号の項中「方法書」を「配慮書、方法書」に改め、同条第16項中「よる」を「基づく」に改め、同項の表前項の項中「適用される第29条第2項」を「適用される法第29条第2項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「よる」を「基づく」に改め、同条中同項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加える。

15 法第3条の9第1項第2号に該当する場合において、法の規定に基づく計画段階配慮事項の検討その他の手続で知事が認めたものは、配慮書手続とみなす。

第36条中「規定により」を「規定に基づき」に、「が第一種事業」を「(以下「都市計画事業」と総称する。)が第一種事業等」に、「この条例の規定による環境影響評価等その他の手続」を「配慮書手続」に、「当該対象事業に係る事業者」を「これらの事業に係る配慮書手続対象事業者」に、「当該対象事業又は対象事業」を「これらの事業又は事業」に改め、同条に次の2項を加える。

2 都市計画事業が第二種事業に該当する場合についての環境影響評価等手続(判定に係る手続に限る。)については、当該都市計画決定権者が府である場合にあつては府が当該事業を実施しようとする者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画決定権者が府以外の者である場合にあつてはその者が当該事業を実施しようとする者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

3 都市計画事業が対象事業に該当する場合についての環境影響評価等手続(判定に係る手続を除く。)については、当該都市計画決定権者が府である場合にあつては府が当該事業者等に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画決定権者が府以外の者である場合にあつてはその者が当該事業者等に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

第38条第1項を次のように改める。

市町村が配慮書手続又は環境影響評価等手続に関して条例を制定した場合において、これらの手続の対象となる事業に関し、配慮書手続にあってはその事業実施想定区域の、環境影響評価等手続にあってはその事業実施区域の全部が、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定めるものの適用を受けるときは、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

第38条第2項中「当該特定条例の規定による」を「同項の規定の適用を受ける市町村の条例(以下「特定条例」という。)の規定で同項の規則で定めるものに基づく」に、「地域(」を「地域(当該手続が、配慮書手続に相当する手続に該当する場合にあっては事業実施想定区域を、環境影響評価等手続に相当する手続に該当する場合にあっては)」に、「制定する」を「制定した」に改める。

第38条第3項を次のように改める。

3 第1項の場合を除くほか、配慮書手続又は環境影響評価等手続の対象となる事業が特定条例の規定の適用を受けるときは、知事は、これらの手続と当該特定条例の規定に基づく環境影響評価等その他の手続について、当該特定条例を制定した市町村の長と協議するものとする。

第38条第4項中「よる環境影響評価等」を「基づく環境影響評価等」に改める。

第39条中「対象事業の」を「第一種事業等若しくは第二種事業の計画段階関係地域とすべき地域又は対象事業の調査地域若しくは)」に改める。

第41条中「事業者等」を「配慮書手続又は環境影響評価等手続を行い、又は行おうとする者(以下「配慮書手続等対象事業者」という。)」に改める。

第45条中「事業者等」を「配慮書手続等対象事業者」に改め、同条第2号中「方法書」を「配慮書、方法書」に改め、同条第5号中「この項」を「以下この号」に改める。

第46条中「事業者等」を「配慮書手続等対象事業者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び附則第3項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第7条の2から第7条の7までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の京都府環境影響評価条例第9条の規定により方法書を提出した事業者については、適用しない。

3 この条例の施行後に新条例第7条の2に規定する第一種事業等を実施しようとする者となるべき者及び新条例第7条の9第1項に規定する第二種事業を実施しようとする者となるべき者は、新条例第7条第1項に規定する技術指針(以下「技術指針」という。)に同条第2項第1号に掲げる事項に関する指針を定める技術指針の変更に係る同条第5項の規定による公示の日から施行日の前日までの間において、新条例第3章第1節の規定の例による新条例第7条の2に規定する計画段階配慮事項の検討その他の手続を行うことができる。

4 前項の規定により手続が行われた新条例第7条の2に規定する第一種事業等又は京都府環境影響評価条例第2条第3号に掲げる第二種事業については、当該手続は、新条例の相当する規定に基づき施行日に行われたものとみなす。

(規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。



京都府府営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第45号

京都府府営住宅条例の一部を改正する条例

京都府府営住宅条例(昭和42年京都府条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

三室戸団地	宇治市菟道
-------	-------

を

三室戸団地	宇治市菟道
横島大川原団地	宇治市横島町

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月27日

京都府知事 山 田 啓 二

京都府条例第46号

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例(昭和58年京都府条例第2

号)の一部を次のように改正する。

別表中

研 修 室	1日につき	2,000円
-------	-------	--------

を

研 修 室	1日につき	2,000円
ク ラ フ ト 室	1日につき	2,000円

に改め、同表の備考の4中「及び研修室」を「、研修室及びクラフト室」に、「場合は」を「場合は、」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。